

議案第 99 号

川崎市大山街道ふるさと館条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市大山街道ふるさと館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市大山街道ふるさと館条例の一部を改正する条例

川崎市大山街道ふるさと館条例（平成 4 年川崎市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 8 条、第 9 条関係）

種 別		利 用 料				
		午 前	午 後	夜 間	全 日	
		9時30分～ 12時	1時～5時	6時～ 9時30分	9時30分～ 9時30分	
イベントホール（附帯設備を含む。）		1,930円	2,440円	3,150円	7,520円	
和室（附帯設備を含む。）		610円	710円	1,010円	2,330円	
会 議 室 （ 附 帯 設 備 を 含 む 。 ）	区画しない場合	1,420円	1,620円	2,230円	5,270円	
	区画する場合	第 1 会 議 室	610円	710円	1,010円	2,330円
		第 2 会 議 室	810円	910円	1,220円	2,940円

別表備考第 1 項中「2割増相当額」の次に「（10円未満の端数は、切り捨てる。）」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

大山街道ふるさと館の利用料金の上限額を改定するため、この条例を制定するものである。